

第1章 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨

循環推進条例第7条第1項の規定に基づき、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（令和2年3月策定）。
中間年度である令和6年度に見直しを予定。

2 計画の位置付け・性格

- 北海道が目指す循環型社会の具体的な指針
- 北海道環境基本計画の個別計画

3 計画の対象、期間及び目標

- 対象：廃棄物等
- 期間：令和2年度から概ね10年（※令和11年度）
- 目標：北海道らしい循環型社会の形成

4 計画策定の視点

- 環境基本計画で示す将来像に向けた5つの項目（自然との共生、健全な物質循環の確保、持続可能な生活、環境に配慮した地域づくり、環境と経済の良好な関係）
- 国の「循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた施策展開（3つの社会の統合的取組、地域循環共生圏の高度化）

第2章 現状と課題

- [物質フロー] 天然資源等投入量減少、循環利用量増／循環型社会への移行が進展
- [3R] 道民意識の向上／実践行動の定着が必要
- [廃棄物] 一廃：排出量の減少、リサイクル率向上／生ごみの資源化の促進が必要
産廃：最終処分量減少、再生利用率向上／さらなる再生利用の取組が必要
- [バイオマス] 利活用率向上／バイオマスの種類や地域に応じた取組の促進が必要
- [循環型社会ビジネス] バイオマスの利活用進展／リサイクル製品の利用促進が必要

第3章 施策の基本的方針と指標

1 循環型社会の形成に関する施策の基本的方針

- ① 3Rの推進
- ② 廃棄物の適正処理の推進
- ③ バイオマスの利活用の推進
- ④ リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興

2 循環型社会の形成のための指標及び数値目標（令和6年度）

物質フロー指標	循環利用率：17% 最終処分量：82万ト以下
取組指標	
① 環境に配慮した取組	【道民】実践行動：60～80%以上
② 廃棄物の適正処理	【排出量】一廃170万ト以下、産廃3,750万ト以下 【1人1日当たり排出量】一廃900グラム/人・日以下 【リサイクル・再生利用率】一廃30%以上、産廃57%以上 【最終処分量】一廃25万ト以下、産廃57万ト以下
③ バイオマスの利活用	・利活用率(R4)：廃棄物系90%以上、未利用70%以上 ・バイオマス活用推進計画等策定市町村数(R4)：60市町村
④ 循環型社会ビジネス	・②の排出量、リサイクル率・再生利用率

3 補助指標 ※主なもの

資源生産性（物質フロー）、3Rの認知度、道におけるグリーン購入調達率、市町村の資源ごみ分別回収状況、一般廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況、産業廃棄物処理業者の優良認定業者数、バイオガスプラント施設数、産業廃棄物処理業者数（処分を業として行う者）

第4章 各主体に期待される役割

- ① 道民：3Rなど環境に配慮したライフスタイルの定着
- ② NPO・NGO、大学等：3R推進等の自主的取組、各主体のつなぎ手、信頼できる情報の提供
- ③ 事業者：排出者・拡大生産者責任に基づく取組
- ④ 道：全道的・広域的取組の推進者及びコーディネーター、循環型社会形成に向けた率先行動
- ⑤ 市町村：地域の取組の推進者及びコーディネーター、一廃処理責任者、循環型社会形成に向けた率先行動

第5章 道が講ずべき施策

1 3Rの推進

- 道民・事業者等の3Rに関する取組の促進
- 3R推進のための仕組み・基盤の構築
- 個別リサイクル法の的確な運用
- 事業者としての率先取組の推進
- プラスチック資源循環の推進

2 廃棄物の適正処理の推進

- 一廃・産廃の適正処理、不法投棄等の不適正処理対策

3 バイオマスの利活用の推進

- 市町村計画等の策定の促進
- 関係者間の連携の促進
- 利活用技術の研究開発
- 利活用システムの構築・施設整備の促進
- 普及啓発

4 循環型社会ビジネスの振興

- リサイクル関連産業創出・育成
- 再生品市場の形成促進
- リサイクル関連産業の集積の促進

第6章 計画の進行管理

- 推進体制：庁内会議等による推進等
- 進行管理：計画の点検・評価による施策の反映、進捗状況の把握、公表
- 計画の見直し：法制度・社会経済等の変化などを踏まえ必要に応じ見直し